

# 戦没者等ご遺族の皆様へ

第8回特別弔慰金の申請はお済みでしょうか?  
請求期限が残り1年となりました

## 特別弔慰金制度とは?

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、終戦20周年、30周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等の遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき特別弔慰金(記名国債)を支給しています。

## 支給対象者

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に第8回特別弔慰金が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得された方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族

**支給内容** 額面40万円、10年償還

**請求期限** 平成20年3月31日まで

請求窓口および問合せ先 役場保健福祉課社会福祉係 ☎45-1111 (内線616・617)  
日吉支所総務係 ☎44-2211

## 平成19年度交通災害共済の加入者募集

交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。

### 適用となる交通事故

日本国内で、航空機・船舶・車・電車・バス・モノレール・汽

ロリーバス・自動車・自転車・

車・車いすなどの交通により、歩

行者や交通乗用具に乗っている共

済加入者が軌道その他道路交通法

に規定する道路等(一般の交通の

用に供する場所)で交通乗用具の

接觸または衝突等により災害を受

### 死亡の場合100万円、ケガの

場合は治療日数(入院・通院日数)

に応じて、1万円から最高で20万

円が支給されます。

### 見舞金

死亡の場合100万円、ケガの

場合は治療日数(入院・通院日数)

### 申込方法

死亡の場合100万円、ケガの

場合は治療日数(入院・通院日数)

に応じて、1万円から最高で20万

円が支給されます。

### 問い合わせ先

死亡の場合100万円、ケガの

場合は治療日数(入院・通院日数)

に応じて、1万円から最高で20万

円が支給されます。

死亡の場合100万円、ケガの

場合は治療日数(入院・通院日数)

に応じて、1万円から最高で20万

</div